

香取市地域防災計画

(令和2年度修正)

第 1 編 総 則

第 2 編 震 災 編

附 編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第 3 編 風 水 害 等 編

第 4 編 大 規 模 事 故 等 編

香取市防災会議

■ ページ番号の表記について

本計画の最下段に表記のページ番号については次のとおり。

例： 「震-1-1」 震災編 第1章 1頁
「震 (①) -1 (②) -1 (③)」

- ① 「総」：第1編 総則
「震」：第2編 震災編
「風」：第3編 風水害等編
「大」：第4編 大規模事故等編
「資」：資料編
- ② 各編の章番号を表記。ただし「第1編 総則編」及び「資料編」は表記を省略し、「第2編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画」については、「東」を表記。
- ③ 各章のページ番号を表記。

第1編 総則編

第1章 計画の目的及び構成	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 計画の構成	総-2
第2章 計画の基本的な考え方	総-3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-3
第2節 地域防災力の向上	総-4
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	総-5
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-6
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-7
1 香取市	総-7
2 千葉県	総-7
3 指定地方行政機関	総-9
4 自衛隊	総-11
5 消防機関	総-12
6 指定公共機関	総-12
7 指定地方公共機関	総-13
8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	総-14
9 市民及び事業所等	総-15
第4章 地勢概要等	総-17
1 地勢	総-17
2 災害の発生状況	総-19

第2編 震災編

第1章 総 則	震-1-1
第1節 地震対策の基本的視点	震-1-1
第2節 想定地震と被害想定	震-1-2
1 想定地震、想定条件	震-1-2
2 被害の概要	震-1-2
第2章 震災予防計画	震-2-1
第1節 防災意識の向上	震-2-1
1 防災教育	震-2-1
2 過去の地震災害教訓の伝承	震-2-3
3 防災広報の充実	震-2-3
4 自主防災体制の強化	震-2-4
5 防災訓練の充実	震-2-6
6 調査・研究	震-2-8
第2節 火災予防対策	震-2-10
1 震災出火の防止	震-2-10
2 建築物不燃化の促進	震-2-12
3 防災空間の整備・拡大	震-2-12
第3節 消防計画	震-2-13
1 消防体制・施設の強化	震-2-13
2 消防用施設の整備	震-2-13
3 救急救助体制の整備	震-2-13
4 相互の応援体制	震-2-14
5 消防思想の普及	震-2-14
第4節 建築物の耐震化等の推進	震-2-15
1 建築物等の耐震化対策等	震-2-15
2 ライフライン施設	震-2-16
3 市街地の整備	震-2-19
4 道路及び交通施設の安全化	震-2-20
第5節 液状化災害予防対策	震-2-21
1 液状化対策の推進	震-2-21
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	震-2-21
3 液状化対策の広報・周知	震-2-21
第6節 土砂災害予防対策	震-2-22
1 土砂災害の防止	震-2-22
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	震-2-23
3 急傾斜地崩壊対策等	震-2-24
第7節 要配慮者等の安全確保対策	震-2-27
1 避難行動要支援者への対応	震-2-27
2 要配慮者全般への対応	震-2-29
3 社会福祉施設等における防災対策	震-2-31
4 外国人への対策	震-2-31
第8節 情報連絡体制の整備	震-2-32
1 情報の収集・連絡体制	震-2-32
2 災害通信基盤の整備	震-2-33
3 警察における災害通信網の整備	震-2-35
4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	震-2-35

5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	震-2-35
6	KDDI事業所等における電気通信サービスの整備	震-2-35
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備	震-2-35
8	非常通信体制の充実強化	震-2-35
9	アマチュア無線の活用	震-2-36
10	その他通信網の整備	震-2-36
第9節	備蓄・物流計画	震-2-37
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	震-2-37
2	給水体制の整備	震-2-40
第10節	緊急輸送体制	震-2-42
1	緊急輸送体制の整備	震-2-42
2	輸送体制の整備	震-2-43
3	緊急通行車両	震-2-43
第11節	防災施設等の整備	震-2-44
1	避難施設の整備	震-2-44
2	市防災拠点等の整備	震-2-46
第12節	帰宅困難者等対策	震-2-47
1	帰宅困難者の定義	震-2-47
2	一斉帰宅の抑制	震-2-47
3	帰宅困難者等の安全確保対策	震-2-48
4	帰宅支援対策	震-2-49
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組	震-2-49
第13節	防災体制の整備	震-2-50
1	効果的な応急活動のための事前対策	震-2-50
2	業務継続体制の確保	震-2-50
第3章	震災応急対策計画	震-3-1
第1節	災害応急活動体制	震-3-1
1	災害警戒本部の設置 <第2配備体制>	震-3-1
2	災害対策本部の設置 <第3配備体制>	震-3-2
3	職員の動員・配備	震-3-13
4	災害救助法の適用手続等	震-3-14
第2節	情報収集・伝達体制	震-3-18
1	通信体制	震-3-18
2	通信手段の確保	震-3-20
3	気象官署の地震に関する警報及び情報	震-3-22
4	被害情報等収集・報告	震-3-24
5	災害時の広報	震-3-31
6	災害時の広聴	震-3-35
第3節	避難計画	震-3-36
1	計画方針	震-3-36
2	実施機関	震-3-36
3	避難の勧告又は指示等	震-3-37
4	警戒区域の設定	震-3-40
5	受入れ計画	震-3-41
6	避難所の開設・運営	震-3-44
7	感染症対策	震-3-48
第4節	要配慮者等の安全確保対策	震-3-50
1	在宅要配慮者に対する対策	震-3-50
2	社会福祉施設等における対策	震-3-51

第5節	消防・救助救急・医療救護活動	震-3-53
1	消防活動	震-3-53
2	救助・救急	震-3-55
3	水防活動	震-3-56
4	危険物等の対策	震-3-57
5	医療救護	震-3-58
第6節	交通の確保・緊急輸送対策	震-3-62
1	道路等の応急対策	震-3-62
2	交通関係情報の収集・伝達	震-3-63
3	緊急交通路の確保	震-3-64
4	市の緊急輸送に関する実施体制	震-3-64
5	緊急輸送に必要な手続き	震-3-66
6	道路啓開	震-3-67
7	震災発生時における運転者のとるべき措置	震-3-67
8	ヘリコプターによる緊急輸送	震-3-68
第7節	救援物資供給活動	震-3-69
1	応急給水	震-3-69
2	食料品等の供給体制	震-3-71
3	生活必需品等の供給体制	震-3-73
4	燃料の調達	震-3-75
5	県の実施体制	震-3-75
6	広域実施体制	震-3-75
第8節	広域応援の要請	震-3-77
1	県に対する応援要請	震-3-77
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請	震-3-77
3	被災市区町村応援職員確保システム	震-3-80
4	民間団体等に対する協力要請	震-3-80
5	受援計画の策定	震-3-81
6	広域避難者の支援要請又は受入れ	震-3-81
7	労働力の確保	震-3-82
第9節	自衛隊への災害派遣要請	震-3-83
1	自衛隊の災害派遣基準等	震-3-83
2	自衛隊派遣要請手続き	震-3-83
3	災害派遣部隊の受入体制	震-3-85
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	震-3-86
5	災害派遣部隊の撤収要請	震-3-87
6	経費の負担	震-3-87
7	自衛隊の即応態勢	震-3-87
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護	震-3-88
1	市教育委員会	震-3-88
2	学校	震-3-88
3	授業料等の減免・育英補助の措置	震-3-91
4	社会教育施設	震-3-91
5	文化財等	震-3-92
第11節	帰宅困難者対策	震-3-93
1	帰宅困難者の定義	震-3-93
2	想定される事態	震-3-93
3	帰宅困難者対策の実施	震-3-94
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	震-3-94
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	震-3-94

6	徒歩帰宅支援	震-3-95
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	震-3-96
1	保健活動	震-3-96
2	防疫対策	震-3-98
3	死体の捜索処理等	震-3-99
4	動物対策	震-3-102
5	清掃及び障害物の除去	震-3-102
第13節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	震-3-108
1	被災建築物の応急危険度判定の実施	震-3-108
2	被災宅地危険度判定の実施	震-3-108
3	応急仮設住宅の供与等	震-3-109
4	り災証明書の交付体制の確立	震-3-111
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧	震-3-112
1	上水道	震-3-112
2	下水道	震-3-113
3	電力施設	震-3-113
4	ガス施設	震-3-116
5	通信施設	震-3-117
6	放送機関	震-3-120
7	鉄道施設	震-3-120
8	その他公共施設	震-3-122
9	その他の施設等	震-3-122
第15節	ボランティアの協力	震-3-125
1	災害ボランティアセンターの設置	震-3-125
2	ボランティアの活動分野	震-3-126
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	震-3-126
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	震-3-127
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	震-3-128
6	ボランティア受入体制	震-3-128
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	震-3-129
第16節	自主防災活動	震-3-130
1	自主防災組織の活動体制	震-3-130
2	自主防災活動の主な内容	震-3-130
第17節	社会秩序の維持等に関する対策	震-3-132
1	社会秩序の維持	震-3-132
2	物価の安定、物資の安定供給	震-3-132
第4章	震災復旧計画	震-4-1
第1節	被災者生活安定のための支援	震-4-1
1	被災者の生活確保対策	震-4-1
2	個人被災者への資金援助等	震-4-3
3	税等の徴収猶予及び減免	震-4-6
4	被災農林漁業者に対する災害資金の融資	震-4-6
5	被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知	震-4-7
6	義援金の受入及び配分	震-4-7
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	震-4-8
1	計画的復旧・復興の基本方針	震-4-8
2	復旧・復興計画の実施方法	震-4-8
3	公共施設等災害復旧計画	震-4-8
4	生活関連施設等の復旧計画	震-4-9

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	震-4-14
1 激甚災害特別財政援助法	震-4-14
2 通常の災害時における財政援助等	震-4-16
3 災害復旧事業に係る市の財政措置	震-4-17
第4節 災害復興	震-4-18
1 体制の整備	震-4-18
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	震-4-18
3 想定される復興準備計画	震-4-18
4 復興対策の研究、検討	震-4-19

第2編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総 則	震-東-1
第1節 計画策定の趣旨	震-東-1
第2節 基本方針	震-東-2
1 計画の内容	震-東-2
2 計画の範囲	震-東-2
3 前提条件	震-東-2
4 計画の実施	震-東-2
5 計画の位置付け	震-東-2
第3節 今後の課題	震-東-3
第2章 香取市の業務	震-東-4
第3章 事前の措置	震-東-5
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	震-東-5
1 防災関係機関の事前の措置	震-東-5
2 事業所等に対する指導及び協力要請	震-東-7
第2節 広報及び教育	震-東-8
1 広報	震-東-8
2 教育	震-東-9
第3節 地震防災訓練	震-東-10
1 総合防災訓練	震-東-10
2 市民、事業所が実施する訓練	震-東-10
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	震-東-11
第1節 東海地震注意情報の伝達	震-東-11
1 伝達系統及び伝達手段	震-東-11
第2節 活動体制の準備等	震-東-13
1 災害警戒本部の設置 <第2配備体制>	震-東-13
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	震-東-14
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	震-東-15
第1節 活動体制	震-東-16
1 災害対策本部の設置 <第3配備体制>	震-東-17
2 災害対策本部の運営の設置運営	震-東-17
3 職員動員・配備計画	震-東-18
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	震-東-20
1 警戒宣言の伝達	震-東-20
2 警戒宣言時の広報	震-東-21
3 広聴活動	震-東-23
第3節 水防・消防等対策	震-東-24
1 市	震-東-24
2 発災後に備えた資機材・人員等の輸送体制	震-東-24
第4節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	震-東-25
1 上水道対策	震-東-25
2 下水道対策	震-東-26
3 電気対策	震-東-26
4 ガス対策	震-東-27
5 通信対策	震-東-28

第5節	学校・社会福祉施設等対策	震-東-30
1	学校対策	震-東-30
2	社会福祉施設等	震-東-30
第6節	避難対策	震-東-32
1	避難計画	震-東-32
2	受入れ計画	震-東-34
第7節	救護救援・防疫対策・保健活動対策	震-東-36
1	医療救護対策	震-東-36
2	防疫対策	震-東-36
3	保健活動対策	震-東-36
第8節	その他の対策	震-東-38
1	市が管理、運営する施設対策	震-東-38
2	市税及び介護保険料の納付等に関する措置	震-東-38
第6章	市民等のとるべき措置	震-東-39
第1節	市民のとるべき措置	震-東-39
第2節	自主防災組織のとるべき措置	震-東-42
第3節	事業所のとるべき措置	震-東-43

第3編 風水害等編

第1章 総則	風-1-1
第1節 市域の保全	風-1-1
1 治水	風-1-1
第2章 風水害等予防計画	風-2-1
第1節 防災意識の向上	風-2-1
1 防災教育	風-2-1
2 過去の風水害等災害教訓の伝承	風-2-3
3 防災広報の充実	風-2-3
4 自主防災体制の強化	風-2-4
5 防災訓練の充実	風-2-6
6 調査・研究	風-2-8
第2節 水害予防対策	風-2-10
1 山林等の治山に関する事業	風-2-10
2 河川改修等の治水事業	風-2-10
3 浸水想定区域の調査及び周知	風-2-10
4 要配慮者利用施設等の避難計画の作成	風-2-12
5 道路災害による事故防止	風-2-12
6 気象、河川流量等の観測測定	風-2-12
7 洪水予報と警戒レベル	風-2-13
8 農作物等の水害予防対策	風-2-13
9 電力施設洪水対策	風-2-14
10 通信施設水害防止対策	風-2-15
11 下水道施設の水害防止対策	風-2-15
第3節 土砂災害予防対策	風-2-16
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	風-2-16
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	風-2-18
3 防災知識の普及啓発	風-2-19
4 県土保全事業の推進	風-2-20
第4節 風害予防対策	風-2-22
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風-2-22
2 街路樹、公園樹の風害予防対策	風-2-24
3 農作物等の風害防止対策	風-2-24
4 電力施設風害防止対策	風-2-26
5 通信施設風害防止対策	風-2-27
第5節 雪害予防対策	風-2-28
1 道路雪害防止対策	風-2-28
2 農作物等の雪害防止対策	風-2-28
3 通信施設雪害防止対策	風-2-29
第6節 火災予防対策	風-2-30
1 災害出火の防止	風-2-30
2 火災に強い市街地	風-2-31
第7節 消防計画	風-2-34
1 消防体制・施設の強化	風-2-34
2 消防用施設の整備	風-2-34
3 救急救助体制の整備	風-2-35
4 相互の応援体制	風-2-35

5	消防思想の普及	風-2-35
第8節	要配慮者等の安全確保対策	風-2-36
1	避難行動要支援者への対応	風-2-36
2	要配慮者全般への対応	風-2-38
3	社会福祉施設等における防災対策	風-2-40
4	外国人への対策	風-2-40
第9節	情報連絡体制の整備	風-2-41
1	情報の収集・連絡体制	風-2-41
2	災害通信基盤の整備	風-2-42
3	警察における災害通信網の整備	風-2-43
4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	風-2-44
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	風-2-44
6	KDDI(株)における電気通信サービスの整備	風-2-44
7	ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備	風-2-44
8	非常通信体制の充実強化	風-2-44
9	アマチュア無線の活用	風-2-44
10	その他通信網の整備	風-2-44
第10節	備蓄・物流計画	風-2-45
1	食料・生活必需品等の供給体制の整備	風-2-45
2	給水体制の整備	風-2-48
第11節	緊急輸送体制	風-2-50
1	緊急輸送体制の整備	風-2-50
2	輸送体制の整備	風-2-51
3	緊急通行車両	風-2-51
第12節	防災施設等の整備	風-2-52
1	避難施設の整備	風-2-52
第13節	帰宅困難者等対策	風-2-55
1	帰宅困難者の定義	風-2-55
2	一斉帰宅の抑制	風-2-55
3	帰宅困難者等の安全確保対策	風-2-56
4	帰宅支援対策	風-2-57
5	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組	風-2-57
第14節	防災体制の整備	風-2-58
1	効果的な応急活動のための事前対策	風-2-58
2	業務継続体制の確保	風-2-58
第3章	風水害等応急対策計画	風-3-1
第1節	活動体制の確立	風-3-1
1	災害警戒本部	風-3-1
2	災害対策本部	風-3-2
3	職員の動員・配備	風-3-12
4	災害救助法の適用手続等	風-3-13
第2節	情報収集・伝達体制	風-3-17
1	通信体制	風-3-17
2	通信手段の確保	風-3-19
3	気象情報の受領・伝達	風-3-20
4	水防警報	風-3-25
5	被害情報等収集・報告	風-3-29
6	災害時の広報	風-3-36
7	災害時の広聴	風-3-40

第3節	避難計画	風-3-41
1	計画方針	風-3-41
2	実施機関	風-3-41
3	避難の勧告又は指示等	風-3-42
4	警戒区域の設定	風-3-47
5	受入れ計画	風-3-48
6	避難所の開設・運営	風-3-51
7	感染症対策	風-3-55
第4節	要配慮者等の安全確保対策	風-3-57
1	要配慮者に対する対策	風-3-57
2	社会福祉施設等における対策	風-3-58
第5節	消防・救助救急・医療救護活動	風-3-60
1	消防活動	風-3-60
2	救助・救急	風-3-62
3	水防活動	風-3-64
4	危険物等の対策	風-3-66
5	医療救護	風-3-67
第6節	交通の確保・緊急輸送対策	風-3-72
1	道路等の応急対策	風-3-72
2	交通関係情報の収集・伝達	風-3-73
3	緊急輸送路の確保	風-3-74
4	市の緊急輸送に関する実施体制	風-3-74
5	緊急輸送に必要な手続き	風-3-76
6	道路啓開	風-3-77
7	ヘリコプターによる緊急輸送	風-3-77
第7節	救援物資供給活動	風-3-79
1	応急給水	風-3-79
2	食料品等の供給体制	風-3-81
3	生活必需品等の調達供給	風-3-83
4	燃料の調達	風-3-85
5	県の実施体制	風-3-85
6	広域実施体制	風-3-85
第8節	広域応援の要請	風-3-87
1	県に対する応援要請	風-3-87
2	市町村・指定地方行政機関等に対する応援要請	風-3-87
3	被災市区町村応援職員確保システム	風-3-90
4	民間団体等に対する協力要請	風-3-90
5	受援計画の策定	風-3-91
6	広域避難者の支援要請又は受入れ	風-3-91
7	労働力の確保	風-3-92
第9節	自衛隊への災害派遣要請	風-3-93
1	自衛隊の災害派遣基準等	風-3-93
2	自衛隊派遣要請手続き	風-3-93
3	災害派遣部隊の受入体制	風-3-95
4	自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要	風-3-96
5	災害派遣部隊の撤収要請	風-3-97
6	経費の負担	風-3-97
7	自衛隊の即応態勢	風-3-97
第10節	学校等の安全対策・文化財の保護	風-3-98
1	市教育委員会	風-3-98

2	学校	風-3-98
3	授業料等の減免・育英補助の措置	風-3-101
4	社会教育施設	風-3-101
5	文化財等	風-3-102
第11節	帰宅困難者対策	風-3-103
1	帰宅困難者の定義	風-3-103
2	想定される事態	風-3-103
3	帰宅困難者対策の実施	風-3-103
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	風-3-104
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-3-104
6	徒歩帰宅支援	風-3-105
第12節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風-3-106
1	保健活動	風-3-106
2	防疫対策	風-3-108
3	死体の捜索処理等	風-3-109
4	動物対策	風-3-112
5	清掃及び障害物の除去	風-3-112
第13節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与	風-3-118
1	被災建築物の応急危険度判定の実施	風-3-118
2	被災宅地危険度判定の実施	風-3-118
3	応急仮設住宅の供与等	風-3-119
4	り災証明書等の交付体制の確立	風-3-121
第14節	ライフライン関連施設等の応急復旧	風-3-122
1	上水道	風-3-122
2	下水道	風-3-123
3	電力施設	風-3-123
4	ガス施設	風-3-126
5	通信施設	風-3-126
6	放送機関	風-3-129
7	鉄道施設	風-3-130
8	公共施設	風-3-131
9	その他の施設等	風-3-131
第15節	ボランティアの協力	風-3-134
1	災害ボランティアセンターの設置	風-3-134
2	ボランティアの活動分野	風-3-135
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	風-3-135
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	風-3-136
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	風-3-137
6	ボランティア受入体制	風-3-137
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	風-3-138
第16節	自主防災活動	風-3-139
1	自主防災組織の活動体制	風-3-139
2	自主防災活動の主な内容	風-3-139
第17節	社会秩序の維持等に関する対策	風-3-141
1	社会秩序の維持	風-3-141
2	物価の安定、物資の安定供給	風-3-141
第4章	風水害等復旧計画	風-4-1
第1節	被災者生活安定のための支援	風-4-1
1	被災者の生活確保対策	風-4-1

2	個人被災者への資金援助等.....	風-4-3
3	税等の徴収猶予及び減免.....	風-4-6
4	被災農林漁業者に対する災害資金の融資.....	風-4-6
5	被災中小企業に対する災害資金の融資の広報・周知.....	風-4-7
6	義援金の受入及び配分.....	風-4-7
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画.....	風-4-8
1	計画的復旧・復興の基本方針.....	風-4-8
2	復旧・復興計画の実施方法.....	風-4-8
3	公共施設等災害復旧計画.....	風-4-8
4	生活関連施設等の復旧計画.....	風-4-9
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	風-4-14
1	激甚災害特別財政援助法.....	風-4-14
2	通常の災害時における財政援助等.....	風-4-16
3	災害復旧事業に係る市の財政措置.....	風-4-17
第4節	災害復興.....	風-4-18
1	体制の整備.....	風-4-18
2	災害からの復興に関する基本的な考え方.....	風-4-18
3	想定される復興準備計画.....	風-4-18
4	復興対策の研究、検討.....	風-4-19

第4編 大規模事故等編

第1章 総則	大-1-1
第1節 基本方針	大-1-1
1 計画の目的	大-1-1
2 火災及び交通の主な概要	大-1-1
第2節 活動体制	大-1-3
1 配備基準	大-1-3
2 配備体制の決定者	大-1-4
3 災害対策本部の組織及び運営	大-1-4
4 職員の動員	大-1-4
第2章 大規模事故等対策計画	大-2-1
第1節 大規模火災対策計画	大-2-1
1 基本方針	大-2-1
2 予防計画	大-2-1
3 応急対策計画	大-2-3
第2節 林野火災対策計画	大-2-5
1 基本方針	大-2-5
2 予防計画	大-2-5
3 応急対策計画	大-2-5
第3節 危険物等災害対策計画	大-2-7
1 危険物（消防法）	大-2-7
2 高圧ガス	大-2-9
3 火薬類	大-2-11
4 毒物劇物	大-2-12
第4節 航空機災害対策計画	大-2-14
1 基本方針	大-2-14
2 予防計画	大-2-14
3 応急対策計画	大-2-14
第5節 鉄道災害対策計画	大-2-20
1 予防計画	大-2-20
2 応急・復旧計画	大-2-20
第6節 道路災害対策計画	大-2-22
1 基本方針	大-2-22
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	大-2-22
3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画	大-2-25
第7節 大規模停電災害対策計画	大-2-26
1 基本方針	大-2-26
2 予防計画	大-2-26
3 応急対策計画	大-2-27
第8節 放射性物質災害対策計画	大-2-30
1 基本方針	大-2-30
2 放射性物質事故の想定	大-2-30
3 放射性物質事故予防対策	大-2-31
4 放射性物質事故応急対策	大-2-31
第9節 火山噴火災害対策計画	大-2-36
1 基本方針	大-2-36
2 噴火の想定	大-2-36

3	降灰の応急対策.....	大-2-36
4	復旧計画.....	大-2-37

資料編

【資料 1】	各部の災害予防事務	資-1
【資料 2】	香取市災害警戒本部事務分掌	資-3
【資料 3】	香取市災害警戒本部員	資-5
【資料 4】	震度階級表	資-6
【資料 5】	地震情報等伝達系統	資-8
【資料 6】	気象予報等の基準	資-9
【資料 7】	気象予報警報等伝達系統	資-14
【資料 8-1】	広報体制	資-15
【資料 8-2】	災害時に利用可能な無線局	資-16
【資料 9】	NTT 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認	資-19
【資料 10-1】	災害危険指定一覧（重要水防箇所）	資-20
【資料 10-2】	災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）	資-26
【資料 10-3】	災害危険指定一覧（土砂災害（特別）警戒区域）	資-28
【資料 10-4】	災害危険指定一覧（山地災害危険地区）	資-33
【資料 11】	応急給水設備等（市保有分）	資-34
【資料 12】	市有車両一覧	資-35
【資料 13】	災害時緊急通行車両一覧	資-35
【資料 14】	指定緊急避難場所及び指定避難所	資-37
【資料 15】	要配慮者施設	資-41
【資料 16】	臨時ヘリポート	資-48
【資料 17】	災害拠点病院	資-49
【資料 18】	市内医療機関（医師会所属）	資-50
【資料 19】	市内歯科医療機関（歯科医師会所属）	資-52
【資料 20】	市内医薬品等調達先（薬剤師会所属）	資-54
【資料 21】	指定文化財一覧	資-55
【資料 22】	消防力の現況	資-62
【資料 23】	警察施設の状況	資-64
【資料 24】	火葬場・葬祭事業者一覧	資-65
【資料 25】	電力施設	資-66
【資料 26】	千葉県建設業協会香取支部	資-66
【資料 27】	香取市防災会議委員名簿	資-67
【資料 28】	災害対策関係機関一覧	資-68
【資料 29】	市関係施設電話番号	資-70
法-1	香取市防災会議条例	資-72
法-2	香取市災害対策本部条例	資-73

法—3	香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程	資-74
法—4	香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱	資-76
法—5	災害報告取扱要領	資-78
法—6	災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用	資-82
法—7	局地激甚災害指定基準	資-84
法—8	激甚災害指定基準	資-85
協定	災害時協定一覧	資-87
様式	自衛隊災害派遣要請書等	資-92

香 取 市 地 域 防 災 計 画

第 1 編 総 則

目 次

第1章 計画の目的及び構成	総-1
第1節 計画の目的.....	総-1
第2節 計画の構成.....	総-2
第2章 計画の基本的な考え方	総-3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性.....	総-3
第2節 地域防災力の向上.....	総-4
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点.....	総-5
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し.....	総-6
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-7
1 香取市.....	総-7
2 千葉県.....	総-7
3 指定地方行政機関.....	総-9
4 自衛隊.....	総-11
5 消防機関.....	総-12
6 指定公共機関.....	総-12
7 指定地方公共機関.....	総-13
8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者.....	総-14
9 市民及び事業所等.....	総-15
第4章 地勢概要等	総-17
1 地勢.....	総-17
2 災害の発生状況.....	総-19

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域に係る防災に関し、香取市防災会議が定める計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成25年の台風26号、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風と度重なる災害に見舞われ、本市は大きな被害を受けてきた。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている。

このような大規模災害の教訓等を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の市、県、指定地方行政機関、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道等の公共交通等の事故災害等の各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について、必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第 1 編	総 則
第 2 編	震 災 編
附 編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第 3 編	風 水 害 等 編
第 4 編	大 規 模 事 故 等 編

の各編をもって構成している。

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年度修正において新設したものである。

第2編 震災編は、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第2編 震災編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された、地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編 大規模事故等編は、大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、大規模停電災害、放射性物質災害、火山噴火災害等、大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。なお、この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、市は家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、市民は災害の教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展等の社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織等共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、市や県をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、同時発生災害や地震、風水害等の様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害等の内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布等、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務等を処理するものとする。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことなどにより、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 香取市

- (1) 市防災会議、市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導に関すること
- (5) 災害の防除と拡大防止に関すること
- (6) 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- (7) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (8) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (9) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (10) 災害時における文教対策に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- (15) 被災者生活再建支援に関すること
- (16) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (17) 市の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること
- (18) 水防に関すること
- (19) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- (20) 農作物の被害調査及び被害対策に関すること
- (21) し尿収集処理やごみ処理に関すること
- (22) 埋火葬に関すること

2 千葉県

【防災危機管理部・香取地域振興事務所】

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること

- (4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- (8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- (9) 災害時における文教対策に関する事
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

【県警本部（香取警察署）】

- (19) 被災者の救出及び避難に関する事
- (20) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関する事
- (21) 交通規制に関する事
- (22) 防犯その他社会秩序の維持に関する事

【香取土木事務所】

- (23) 県の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関する事
- (24) 水防に関する事

【香取健康福祉センター】

- (25) 医療施設の保全に関する事
- (26) 医療及び助産救護に関する事
- (27) 防疫その他保健衛生に関する事

【香取農業事務所】

- (28) 農地並びに農業施設の整備及び保全に関する事
- (29) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
- (30) 農作物の被害調査及び被害対策に関する事

【県立佐原病院】

- (31) 看護に関する事
- (32) 医療・助産に関する事
- (33) 医療品に関する事

3 指定地方行政機関

(1) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

(2) 関東財務局千葉財務事務所

- ア 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- イ 融資関係
 - (ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
 - (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- ウ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - (ウ) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
 - (エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
 - (オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
 - (カ) 市又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - (ア) 災害関係の融資に関する事
 - (イ) 預貯金の払戻し及び中途解約に関する事
 - (ウ) 手形交換、休日営業等に関する事
 - (エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - (オ) 営業停止等における対応に関する事

(3) 関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
- イ 応急用食料・物資の支援に関する事
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- コ 被害農業者に対する金融対策に関する事

(4) 関東地方整備局

管轄河川の計画工事及び管理並びに災害予防、災害応急対策に関する事

- ア 災害予防
 - (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - (イ) 通信施設等の整備に関する事
 - (ウ) 公共施設等の整備に関する事
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- イ 災害応急対策
 - (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - (エ) 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - (オ) 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等に関する事
 - (カ) 災害時における応急復旧資材の確保に関する事
 - (キ) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事
 - (ク) 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事
 - (ケ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- ウ 災害復旧等
 - 災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(5) 東京航空局成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

(6) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- ウ 地殻変動の監視に関すること

(7) 東京管区気象台【銚子地方気象台】

- ア 気象、地象、水象気の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(8) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 本計画、県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命、身体又は財産の保護のため、緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 消防機関

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」と呼ぶ。）

【佐原消防署、小見川分署、山田分遣所、栗源分遣所、十六島出張所、香取市消防団】

- (1) 消防施設・消防体制の整備に関する事
- (2) 救急体制の整備に関する事
- (3) 防災に関する訓練、教育、広報に関する事
- (4) 消防及び救助活動に関する事
- (5) 災害情報の収集・伝達に関する事
- (6) 水防活動の協力、援助に関する事
- (7) 被害者の救出及び避難に関する事

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

- ア 電気通信施設の整備に関する事
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(2) 日本赤十字社千葉県支部

- ア 医療救護に関する事
- イ こころのケアに関する事
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関する事
- エ 血液製剤の供給に関する事
- オ 義援金の受付及び配分に関する事
- カ その他応急対応に必要な業務に関する事

(3) 日本放送協会

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- エ 被災者の受信対策に関する事

(4) 東日本高速道路(株)

- ア 東関東自動車道路の保全に関する事
- イ 東関東自動車道路の応急復旧工事の施工に関する事
- ウ 災害時における緊急交通路の確保に関する事
- エ 災害時における緊急通行路の確保に関する事

(5) 成田国際空港(株)

- ア 災害時における空港の運用に関する事
- イ 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
- ウ 帰宅困難者対策に関する事

(6) 東日本旅客鉄道(株)

- ア 鉄道施設等の保全に関する事
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- ウ 帰宅困難者対策に関する事

(7) 日本通運(株)

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(8) 東京電力パワーグリッド(株)

- ア 災害時における電力の供給に関する事
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

(9) KDD I (株)

- ア 電気通信施設の整備に関する事
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(10) 日本郵便(株)

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

(11) ソフトバンク(株)

- ア 電気通信施設の整備に関する事
- イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(12) 福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)

災害時における物資の輸送に関する事

7 指定地方公共機関

(1) (一社)千葉県LPガス協会

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

(2) (公社)千葉県医師会

- ア 医療及び助産活動に関する事
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

- (3) (一社)千葉県歯科医師会
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
- (4) (一社)千葉県薬剤師会
 - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
 - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (5) 千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (6) (一社)千葉県トラック協会、(一社)千葉県バス協会
 - 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

- (1) (一社)香取郡市医師会
 - ア 医療及び助産活動に関すること
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (2) (一社)香取匝瑳歯科医師会
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (3) 香取郡市薬剤師会
 - ア 医薬品の調達、供給に関すること
 - イ 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
- (4) (一社)千葉県接骨師会
 - ア 医療活動に関すること
 - イ 接骨師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 佐原商工会議所、香取市商工会
 - ア 市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること
- (6) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること

(7) 学校法人

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- イ 災害時における児童・生徒の保護及び誘導
- ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- エ 被災施設の災害復旧に関する事

(8) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事

(9) (福)香取市社会福祉協議会

- ア 要配慮者の支援に関する事
- イ 災害ボランティアセンターの運営に関する事
- ウ その他災害応急対策についての協力に関する事

(10) 危険物取扱施設等の管理者

- ア 安全管理の徹底に関する事
- イ 防護施設の整備に関する事
- ウ 災害時における防災活動に関する事

9 市民及び事業所等

(1) 市民

- ア 自らの生命、身体及び財産の被害を最小限に食い止めるため次の事項を行う
 - (ア) 気象警報・注意報発表時のとるべき行動の確認
 - (イ) 食料・飲料水等の備蓄
 - (ウ) 非常持出品の準備
 - (エ) ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
- イ 市民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- ウ 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

(2) 自主防災組織

- ア 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関する事
- イ 情報の収集伝達に関する事
- ウ 避難誘導、救出救護、避難所の運営に関する事
- エ 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関する事
- オ 市及び県が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関する事

(3) 事業所

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めること
- イ 地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- ウ 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- エ 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること

(4) ボランティア団体

平時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4章 地勢概要等

1 地勢

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本市は、千葉県の北部（東経 140° 29' 38"、北緯 35° 53' 51"）に位置し、市域は東西 21.2 km、南北 22.7 km の広さがあり、その総面積は 262.35 km² である。市の北部は茨城県潮来市、茨城県神栖市、茨城県稲敷市に、南部は千葉県香取郡多古町、匝瑳市、旭市、東部は香取郡東庄町、西部は香取郡神崎町、成田市に隣接している。

イ 地勢

本市の地勢は、市の北部に水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は山林や畑を中心とした標高 30m から 50m の下総台地の一部を占めており、栗山川水系栗山川が流れている。

北部の河川は、利根川水系の利根川、常陸利根川、横利根川、与田浦川、小野川、香西川、大須賀川、下八間川、黒部川、玉川、小堀川、清水川、中川等があり、沿岸は低地な水田がひらけている。自然公園には水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園がある。

ウ 気象

本市は、内陸部にあり、概ね平坦な地形であることから、年間を通じて雨量は少なめで、6月の梅雨期並びに9月、10月の秋雨期にややまとまった降雨がみられる。

月平均気温は、年間 3℃～25℃の範囲で推移しており、最低気温と最高気温の差も 10℃弱であり、比較的温暖な気候である。また、風速は平均で 2.1m/s で、3～5月が比較的強く、11～1月の冬季が比較的弱くなっている。

平成 27 年から令和元年にかけての年平均気温は、平成 29 年の 14.2℃が最も低く、平成 30 年の 15.3℃が最も高い。観測期間中の最高気温は平成 30 年 8 月の 36.5℃、最低気温は平成 30 年 1 月の -7.8℃となっている。

平成 27 年から令和元年にかけての年間降水量は、平成 27 年が 1,414.5 mm と少なく、令和元年の 1,982.0 mm が最も多くなっている。令和元年の風向きは 12 月～3 月は北西、4 月～10 月は南東にかけての風向きが多く、各月の平均風速は 2.0m/s である。

エ 地形地質

本市の地形は、利根川以北の低湿地、利根川以南の平坦地、南部の台地に概ね分けられることができる。利根川沿い及び利根川以北は、利根川の沖積作用によってできた低湿地帯で、多くの水路が存在する平坦地である。低地の地形は、自然堤防、砂州・砂堆、氾濫平野、谷底平野、後背湿地、埋立地等に区分される。

地質は、利根川沿い及び利根川以南の平坦地は砂、粘土からなる沖積層で、大部分が水田として活用されている。利根川沿いに分布する砂堆は、自然堤防では砂質系の堆積物、小野川等に分布する後背湿地では粘性土質の堆積物となり、氾濫平野では砂・シルトが卓越する。また、埋立地では砂質だが、人為的堆積物であるため軟弱地盤と

なっている。

南部は下総台地の一部で標高 30m から 50m の高さがあり、台地面は各斜面から細い谷によって深く刻み込まれている。この台地の地質は、更新世に堆積した洪積層からなり、粘土層の上に成田層の砂層が重なり、さらにその上は火山灰が堆積風化した地層が覆っている。利根川以南は洪積台地がみられるが、地勢は概ね平坦である。

(2) 社会的条件

ア 人口

本市の人口は、平成 7 年以降減少の一途をたどっており、平成 27 年 10 月 1 日現在では 77,499 人となっている。

世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日現在では 27,294 世帯である。一世帯当たりの人員数は、都市化の進展に伴う単身世帯の増加や核家族化の進行によって減少し、平成 27 年は 2.84 人／世帯となっており、今後も減少していくものと思われる。

人口、世帯、世帯当たり人員（各年10月1日）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人 口 (人)	93,275	93,544	90,943	87,332	82,866	77,499
世 帯 数 (世 帯)	24,505	25,993	26,752	27,264	27,309	27,294
世帯当たり人員 (人／世帯)	3.81	3.60	3.40	3.20	3.03	2.84

資料：国勢調査報告

イ 年齢別人口

年齢区分別の人口は、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にある。

平成 27 年の年少人口割合は 10.4%、老年人口割合は 32.8%で、平成 2 年と平成 7 年の間に、年少人口と老年人口の割合が逆転し、急速に少子高齢化が進んでいる。

年齢区分別人口の推移（各年10月1日）

上段：実数 下段：構成比	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
年少人口 (0～14 歳)	16,866 (18.1)	14,891 (15.9)	12,802 (14.1)	10,917 (12.5)	9,457 (11.4)	7,992 (10.3)
生産年齢人口 (15～64 歳)	62,003 (66.5)	61,310 (65.5)	58,469 (64.3)	54,688 (62.6)	50,131 (60.6)	43,739 (56.6)
老年人口 (65 歳以上)	14,400 (15.4)	17,342 (18.5)	19,668 (21.6)	21,707 (24.9)	23,178 (28.0)	25,544 (33.1)

資料：国勢調査報告

2 災害の発生状況

(1) 地震災害

本市のある千葉県は、太平洋プレート、北米プレート及びフィリピン海プレートという3つのプレートが重なり合う地域であり、プレート境界型をはじめとする地震が多く発生する場所となっている。

江戸時代初期から現在まで千葉県に影響を及ぼした主な地震は、次表「地震発生状況」のとおりであり、特に大きな被害をもたらした大正関東型地震（M7.9程度）の発生間隔は約220年、元禄型地震（M8.1程度）の発生間隔は約2,300年とされている。

（地震調査研究推進本部 平成16年）

また、これらの大規模地震以外に、千葉県を含めた南関東地域では約24年間隔でM7程度の地震が発生するとされている。（地震調査研究推進本部 平成16年）

なお、駿河トラフ沿いの「東海地震」については、いつ発生してもおかしくない状況にあるとされ、もし、発生した場合は、本市では震度5強以下の揺れが想定されている。（中央防災会議 平成13年）

地震発生状況

年月日	緯度・経度	被災地域 [震央地名]	規模 M	被害状況
1703. 12. 31 元禄 16 年	34° 7' N 139° 50' E	江戸・関東諸国 (元禄地震)	7.9 ～ 8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者 6,534 人。家屋全壊 9,610 棟。
1895. 1. 18 明治 28 年	36° 1' N 140° 4' E	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。佐原町では倒壊家屋 1 棟、その他土蔵の破損等数十。
1897. 1. 17 明治 30 年	36° 2' N 139° 9' E	千葉県南東部	5.6	(利根川流域で障壁に多少の亀裂を生ず。)
1902. 3. 25 明治 35 年	35° 9' N 140° 5' E	千葉県佐原町付近	5.6	きわめて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。
1909. 3. 13 明治 42 年	34° 5' N 141° 5' E	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜 2 棟、煙突の挫折あり。
1921. 12. 8 大正 10 年	36° 0' N 140° 2' E	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微小被害あり。
1923. 9. 1 大正 12 年	35° 2' N 139° 3' E	関東地方南部 (関東大震災)	7.9	千葉県全体で死者 1,335 人、負傷者 3,426 人、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流出 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波による。
1928. 5. 21 昭和 3 年	35° 40' N 140° 04' E	千葉県北西部	6.2	(江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり。)
1950. 9. 10 昭和 25 年	35° 16' N 140° 32' E	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微小被害あり。
1987. 12. 17 昭和 62 年	35° 22' N 140° 30' E	千葉県中央部 (千葉県東方沖)	6.7	千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 戸、半壊家屋 102 棟、ブロック塀等の倒壊 2,792 箇所が発生。山武、長生郡、市原市を中心に崖崩れ、道路の亀裂、堤防の沈下、地盤の液状化等が多数発生。崖崩れに伴う住民の避難市内では、瓦屋根等の破損家屋 613 棟、ブロック塀 15 箇所、学校敷地等で液状化発生。
1988. 3. 18 昭和 63 年	35° 40' N 140° 30' E	東京都東部	6.0	千葉県内で崖崩れ 1 箇所、その他道路の亀裂等軽微な被害あり。
1989. 2. 19 平成元年	36° 01' N 139° 54' E	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷 2 名、火災 2 件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。
1989. 3. 6 平成元年	35° 42' N 140° 43' E	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物一部損傷 12 戸、農業用水施設破損 10 箇所。
2000. 6. 3 平成 12 年	35° 41' N 140° 45' E	千葉県北東部	6.1	東金市、八日市場市、多古町で瓦破損、水道管破損等被害あり。
2011. 3. 11 平成 23 年	38° 6' N 142° 51' E	東北地方・関東地方 (東北地方太平洋沖)	8.4	千葉県全体で死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名、全壊 798 棟、半壊 9,989 棟。県内外において、地盤の液状化等が多数発生。
2012. 3. 14 平成 24 年	35° 45' N 140° 56' E	千葉県東方沖	6.1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害あり。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また、銚子市及び香取市において、一時約 14,800 軒以上に断水が発生。
2018. 7. 7 平成 30 年	35° 1' N 140° 6' E	千葉県東方沖	6.0	被害なし。
2019. 5. 25 令和元年	35° 3' N 140° 3' E	千葉県北東部	5.1	長南町で震度 5 弱を観測したほか、千葉県の広い範囲で震度 4～1 を観測。この地震による人的被害は、軽傷 1 人(千葉市)で、建物被害はなし。

※ 主な被害は県内の被害。規模Mは、マグニチュードを表す。県内の被害が特定できない場合は()内に全体の被害を記述。

ア 阪神・淡路大震災について(参考)

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、震度7を記録し、諸機能が高度に集積する都市を直撃した直下型地震であり、各方面において甚大な被害をもたらした。

行政機関等においては、庁舎等の建物の損壊、通信機能の途絶、交通機関の寸断等により中枢機能が自ら被災し、迅速かつ十分な応急活動が行えない問題が露呈した。

阪神・淡路大震災の概要

発生位置	北緯 34° 36'、東経 135° 02'、深さ 16km	
発生時刻	平成7年1月17日5時46分	
地震規模	マグニチュード7.2	
各地の震度	震度7：神戸市須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川のほぼ帯状の地域、及び宝塚市の一部、淡路島の東部の北淡町、一宮町、津名町の一部地域 震度6：神戸、洲本 震度5：豊岡、彦根、京都	
被害概要	人的被害	死者 6,425 名（関連死 904 名含）、行方不明者 2 名、負傷者 43,772 名（消防庁調べ。平成8年12月26日現在）
	住家	全壊約 11 万棟、半壊 14 万 7 千棟
	交通	鉄道：13 社で不通、道路：27 路線 36 区間で通行止、港湾：埠頭の沈下で使用不能
	ライフライン	水道：約 123 万戸の断水、下水道：8 処理場に損傷、停電：最大約 260 万戸、工業用水道：最大 289 社の受水企業の断水、都市ガス：約 86 万戸で供給停止、電話：交換設備の障害により約 29 万件の障害、家屋の倒壊・ケーブルの焼失により約 19 万 3 千件の障害。
	公共土木施設	直轄管理河川で 4 河川の堤防や護岸等に 32 箇所の被害 府県・市町村管理河川で堤防の沈下、亀裂等の被害 西宮市の仁川百合野町で地すべりにより死者 34 名
	農林水産業	農地、ため池等の農業施設等 被害総額 900 億円

資料：平成9年版防災白書（国土庁）

阪神・淡路大震災時における旧佐原市の主な支援状況

内 容	
○ ゴミ処分の支援	（西宮市 平成7年 2/13～2/19、実員2人、延べ14人）
○ 災害援護金貸付事務の支援	（尼崎市 " 4/16～4/22、実員1人、延べ7人）

イ 新潟県中越地震について（参考）

平成 16 年 10 月 23 日（土）17 時 56 分頃、新潟県中越地方において、次に示すとおり最大震度 7 を記録する大規模な地震が発生した。さらに、18 時 11 分、18 時 34 分頃にも、同地域において最大震度 6 強を記録する地震が発生した。

新潟県中越地震の概要

発生位置	北緯 37° 17'、東経 138° 52'、深さ 13km	
発生時刻	平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分	
地震規模	マグニチュード 6.8	
各地の震度	震度 7：川口町 震度 6 強：小千谷市、山古志村、小国町 震度 6 弱：十日町市、魚沼市、長岡市、栃尾市、川西町、刈羽村、他 震度 5：上越市、南魚沼市、見附市、他	
被害概要	人的被害	死者 67 名、負傷者 4,805 名
	住家	全壊約 2,802 棟、半壊 11,971 棟
	交通	鉄道：8 区間で運転中止、信越新幹線脱線、 道路：関越道、北陸道、国道、県道、市町村道多数通行止
	ライフライン	水道：約 13 万戸の断水、停電：最大約 40 万戸、都市ガス：約 5 万戸で供給停止、 電話：交換設備の障害により約 5 千回線不通、新潟県への通信に輻輳が発生したため、固定、携帯電話とも通信規制

資料：気象庁

ウ 東北地方太平洋沖地震について（参考）

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分頃、東北から関東にかけての東日本一帯において、次に示すとおり、最大震度 7 を記録する大規模な地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは 9.0 で、大正関東地震（1923 年）の 7.9 や昭和三陸地震（1933 年）の 8.4 を上回る日本観測史上最大であるとともに、世界でもスマトラ島沖地震（2004 年）以来の規模で、1900 年以降でも 4 番目に大きな巨大地震であった。

東北地方太平洋沖地震（千葉県）の概要

発生位置	北緯 38° 6.2'、東経 142° 51.6'、深さ 24km	
発生時刻	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	
地震規模	マグニチュード 9.0	
各地の震度	震度 7：宮城県栗原市 震度 6 弱：成田市、印西市 震度 5 強：東金市、旭市、神崎町、多古町、白子町、香取市、山武市、千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市美浜区、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市、白井市、栄町、鋸南町	
被害概要	人的被害	死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名 (千葉県調べ：平成 24 年 6 月 1 日現在情報)
	住家	全壊約 798 棟、半壊 9,989 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 725 棟
	交通	鉄道：県内全線で運転中止、道路：県内高速道路全線、九十九里有料道路、東金九十九里有料道路(下り)、銚子連絡道路、流山有料道路国道、県道、市町村道多数通行止
	ライフライン	水道：約 17 万 7 千戸の断水、停電：最大 約 35 万 3 千戸、都市ガス：約 8 千戸で供給停止、電話：固定、携帯電話とも通信規制 (自衛隊：銚子市、香取市、勝浦市、いすみ市、南房総市、九十九里町、横芝光町、一宮町、白子町、御宿町にて給水活動)

資料：千葉県

(2) 風水害

風水害発生状況

災害年月日	西 暦	被 害 状 況
昭和 10 年 9 月下旬	1935 年	利根川の水位は明治 43 年よりも+1.5m。至る所で決壊。
13 年 9 月上旬	1938 年	利根川洪水。計画高水位を大きく上回る。
16 年 7 月下旬	1941 年	利根川洪水。佐原では昭和 10 年の水位を上回る。
23 年 9 月 15 日	1948 年	アイオン台風により利根川が増水、小貝川堤防決壊。
25 年 8 月上旬	1950 年	利根川洪水。佐原では昭和 16 年の水位を上回る。
33 年 7 月 27 日	1958 年	利根川が増水、小野川溢水。災害救助法発動。
46 年 9 月 6 日～7 日	1971 年	台風 25 号により死者 18 名、負傷者 6 名、家屋全壊 37 棟、半壊 13 棟、床上浸水 69 棟、床下浸水 260 棟、崖崩れ 566 箇所。
平成 3 年 9 月 8 日～9 日	1991 年	台風 15 号では、最大時間雨量 88.5 mm を記録し、利根川が増水、小野川・根本川の溢水及び大須賀川周辺で床上浸水 62 棟、床下浸水 458 棟、家屋全壊 1 棟、家屋半壊 2 棟、崖崩れ 116 箇所発生、避難勧告 3 地区 41 世帯。 その後も 10 月にかけて、台風 18 号及び秋雨前線・台風 21 号により被害が続発。
平成 11 年 10 月 27 日の大雨	1999 年	東海沖を発達した低気圧が通過した影響で、関東で局地的豪雨となる。佐原では 18 時頃から強くなり、21 時までの 3 時間で 256 mm、最大時間雨量 153 mm (20 時) を記録。死者 1 名、床上浸水 61 棟、浸水建物 1,300 棟超、崖くずれ 16 箇所、小野川溢水、市道・農道等に損壊多数。
平成 13 年 10 月 10 日の大雨	2001 年	21 時から 22 時の時間雨量は、佐原 70mm、岩部 65 mm、小見川 65 mm を記録。累積雨量は小見川 235 mm、佐原 232 mm の激しい雨となる。栗源で土手崩れによる住家一部破損、佐原で床上浸水 2 棟、床下浸水 154 棟 (山田、小見川、栗源含む)、がけ崩れ 38 件、道路被害多数。
平成 14 年 10 月 1～2 日	2002 年	台風 21 号は川崎市、柏市付近を通過し、銚子地方気象台で最大瞬間風速 52.2m を記録 (観測史上最大)。死者 1 名 (感電死)、軽症者 1 名、住家全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 41 棟、倒木等被害多数。3 世帯が自主避難。
平成 15 年 10 月 13 日の大雨	2003 年	局地的雷雨により、軽症 1 名、住宅半壊 2 棟、一部破損 5 棟の被害を記録。佐原、小見川の一部で停電。
平成 16 年 10 月 8～10 日 台風 22 号と大雨	2004 年	秋雨前線と台風 22 号により、佐原では時間 61 mm の雨量を記録。床上浸水 2 棟、床下浸水 10 棟、がけ崩れ 10 箇所、山田で避難勧告 25 世帯、佐原、小見川、山田で自主避難 11 世帯。
平成 16 年 10 月 20 日	2004 年	台風 23 号と秋雨前線に伴う大雨により、床下浸水 1 棟、小見川、山田で自主避難 3 世帯。
令和元年 9 月 9 日の台風 15 号	2019 年	台風 15 号の影響により千葉県では猛烈な風が吹き、非常に激しい雨が降った。香取市において、最大 1 時間降水量 42.0 mm、総降水量 144.5 mm を観測。また、最大風速 22.3m/s、最大瞬間風速 37.0m/s を観測し、共に観測史上 1 位の値を更新。 住宅被害約 3,300 棟、停電軒数約 33,300 軒、倒木被害約 200 箇所、農作物被害約 6 億 7,000 万円等の被害発生。

災害年月日	西 暦	被 害 状 況
令和元年 10月12日～13日 台風19号	2019年	<p>本台風の影響により、千葉県では非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。香取市では、12日に日最大瞬間風速32.2m/sを観測し、10月の極値を更新。</p> <p>また、市では、初めて市内の利根川浸水想定区域内の約4万8千人に対し、避難勧告を発令したほか、土砂災害警戒区域に居住する住民約1,400人に対しても避難勧告を発令。</p>
令和元年 10月25日の大雨	2019年	<p>10月25日、低気圧の影響により千葉県では強い風が吹き、猛烈な雨が降った。香取市の1日の総降水量は161.5mmを観測。これに伴い、市は、土砂災害警戒区域に居住する住民に対し、避難勧告を発令したが、山田地域で3件の土砂崩れが発生し、家屋に被害が発生。</p>

